

第28回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年10月16日（火）18時30分から20時13分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 23人（欠席者6人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、伊地山和茂、小林又市、小林義明（会長）、
小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、鈴木和夫、馬部昭二、
牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、野納敏展、山添登、和田純男、
浜三昭（副会長）、吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 吉留、望月
- 5 傍聴者 5人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第26回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - (2) 第27回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 確認事項
 - (1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（最終案）の
確認について
- 4 管理者あいさつ
- 5 副管理者あいさつ
- 6 その他
日程
- 7 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第26回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 第27回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書関係書類一式

【資料4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題

(第18回～第27回地元協議会において出された課題)

【資料5】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : 皆様、こんばんは。

本日は23名の委員の皆様、ご出席をいただいておりますので、会議は成立をいたします。

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の最終案として、今日は皆様に確認をしていただくこととなります。前回にも申し上げましたが、既に終わった内容の質疑などをご遠慮いただきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

確認に当たりましては、前回のご意見もございましたので、その説明も含めて確認していただきたいと思います。また、本日も三鷹市、調布市の両参与に出席をいただいております。三鷹市、調布市の市長であります清原管理者、長友副管理者が後ほど出席することになっております。出席いただいたときに、またご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 第26回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : それでは、まず第26回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

何かございましたら、挙手をお願いします。26回のほうはよろしいでしょうか。ご意見がなければ、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、事務局より公開の手続きをお願いいたします。

(2) 第27回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会 長 : 27回のほうの議事録要旨について。

B 委員 : 17ページの中ほどから私が言いまして、最後の行では、「それはちょっと置いておきますから、14条を先にやります」ということで議事進行を図られたわけです。そして35ページ。議事録の35ページです。これで、35ページ、36ページになって、36ページの中ほど、会長が「ほかにありましたら」と言うから、だから、12条を回答くださいよと言っているにもかかわらず、全然回答をいただいていないので、この12条について、この議事に従って、事務長、説明してください。

a 副会長 : 前回、そういう議論の後で、地元協議会終了後に私が残りますからということで、たしか残っていただいて、その後、B委員とお話しをしたということで、そこで回答をしたという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

B 委員 : 全然ないですよ。回答をください。

a 副会長 : 12条というのはB委員がおっしゃられたのは、自主規制値の関係でございましょうか。

会 長 : (D) ゲートの話は12条ではないですよ。

B 委員 : 12条でしょう。要するに、においをどうしたのですかと。では、いいですか。もう1回、ざっくばらんに申します。

要するに、においについて何も回答されていないではないのですかと。例えば、新焼却場については、要するに規制値を超えたら焼却をやめて、停止してやりますよと。ところが、旧不燃物は何も書いていないではないのですかと。旧のほうはにおいですね。12レベルを超えたら、なぜ作業を中止しないのですかと質問しているのですよ。それを、先ほど言いましたように、35ページで会長がそれは後にしましょうと送られて、後になっているのです。回答してくれなかったのです。それで、最後の、これで終わりですと言ったときに、もう忘れて、何もやっていない。12条について

何も言っていない。

だから、もう1回言いますよ。においについて、私たちは苦しんでいる。しかも、調布市長に法令違反です。要するに違法行為だと。だから、私を助けてくださいと申し上げているのです。やめてください。それで、A参与も確かにあれば、具体的に言えば、ほかの焼却場では4万立米とか、例えば、多摩センターでは4万立米の活性炭2基を使っています。焼却場のほうは1基を使っています。なぜ不燃物のところはそういう活性炭を入れた、そういう消臭装置をつけないのかと。それが1点。しかも、多摩センターは焼却施設に1台、それから不燃物について2台。あなたが調査したいわゆる不燃物のところは22から24、低いところでも20。そういうデータを私らによこしたでしょう。そういうような臭気の問題について、あなたはどのような対策をとっているのですかと。それが第1回目の質問。

会 長 : B委員。27回の17ページのB委員の発言は(D)ゲートに関するものではないですか。

B 委員 : (D)ゲート? (D)ゲートもそうですけれども、いわゆる。

会 長 : 臭気の話ではないではないですか。

B 委員 : いや、においもありますよ、においも。

a 副会長 : 今、臭気の関係ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、資料2-1のこの基準の部分でございます。2-1の1枚目の裏側のところです。こちらのほうに臭気の部分の表が載っております。ここにありますように、臭気指数については年4回、敷地境界で測り、基準値については12以下という形にさせていただくということでございます。これにつきましては、B委員からも日ごろからそういうお話がございますので、私ども、個別にいろいろお話し合いをしながら、今進めているところでございます。それで、抜本的な対策についても、現在検討をしているところでございます。また、近々B委員のところにお邪魔しまして、お話ができる形になろうかと思いますけれども、それにつきましてもにおいをできる限り出さないようにというのはB委員のおっしゃるとおりでございます。そのような形で進めさせていただきます。また、引き続き、今、大体月に一遍ぐらいの形でB委員とお話し合いを持っておりますので、その中できちんと私ども、リサイクルセンター長も含めまして対応させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会 長 : 議事録要旨に対する質問ですから。

B 委員 : 事務長の回答に対する質問。関連質問ですから、やらせてください。

会 長 : いや。ここは議事録要旨に関する質問ですから。

B 委員 : そんなことはないでしょう。ちゃんと審議してくださいよ。あんた、今まで回答していないから、調査します、調査しますって、何カ月やっているのですか。6月26日に調査しますからって、今まで回答が来ていないではないですか。

会 長 : だから、調査しているのではないですか。

B 委員 : A 参与に質問します。いいですか。やらせてください。

多摩センターは4万立米の活性炭入りの脱臭装置を2台つけています。私がこちらのいわゆるふじみが管理している旧棟について何もついていないですよ。そしたら、A 参与はそこまで言われて、そこまで具体的に言うのなら、やるかやらないかはっきりしましょうと言ってくれたのですよ。議事録に書いてありますから。それで、いいですか。最後まで言わせてください。私が活性炭を混入したそういう脱臭装置を2台つけてください。それまで、A 参与は私に言われたから、具体的に指摘されたから、そのようにやるようにやりますと言った、そこまで言い切ったのですよ。

それで、ではどうしてくれるのですかと言ったの。事務長は今検討しています。6月から10月まで5カ月も何を検討しているのですか。

A 参与 : 私がどういうふうに答えたかは、ちょっと議事録がないのではっきりそのことを思い出して言うわけにはいかないのですけれども、ただ、私はこういうふうに思っています。これは、ふじみの事務局側の人間も皆同じだと思えますけれども、においがやはり周辺の方にご迷惑をかけるというのは事実だと思えます。かなり改善されてきたと思えますけれども、それでもまだ、いろいろなやり方をやって改善していますけれども、それでもご迷惑をかけているのも事実だと思っています。

それで、よりにおいが防げるように、外に漏れないように、また、中で働いている方も一番大変な思いもして中でも作業していますから、働いている方もそういうことがないようにできる限りのことはしていかなければいけないということは考えています。それで、この間、そういう調査もやってきているわけです。その上で、では抜本的にどこまでやるかということも含めて検討していますから。これは事実です。だから、それはきちんと

予算をつけて、こういう工法でやるのが最善だということを内部的に今検討しているのは事実ですから、そこのところはそういうふうにご理解いただいて、もう少し待ってください。申しわけないけれども、もう少し待ってください。

それで、今このごみの、新ごみ処理施設の可燃施設のほうに議論が重点があって、職員もそちらのほうに専念して一生懸命やっていますから、その次は、今度は不燃施設の改善ですよ。それは抜本的な改善ということをやっていかなければいけないということは同じ気持ちですので、次のステップ、そちらに必ず行きます。それは何億もかかる話ですよ。

活性炭の方法だけではなくて、いろいろな方法をやはり密閉してやっていかなければいけないことを考えなければいけませんから、今いろいろな検討を具体的にしています。それが次のステップで必ず明らかになってきますから、だから、ちょっと待ってください。

B 委員 : だから、待ってくださいではなくて、やりますというなら。

A 参与 : やりますよ。やるんです。

B 委員 : それでは、A参与のやりますということを信頼してその質問は終わりますけれども、次にB参与に質問します。いや、これは今日で終わりなのですよ。

会 長 : 今日で終わりではないでしょう。

A 参与 : 地元協議会はまだ続きます。

B 委員 : 小林参与、調布市長さんにはレベル12以上の、あれは都条例もそうですけれども、調布の条例でも出してはいけないのですよ。レベル12以上のにおいは。だから、市長にこれは法律違反ですよ、不法行為ですよ、とめてくださいと申し上げたのですよ。そしたら、市長は、ではとめますよと。それは、名前を言っていいかどうかわからないけれども、Mさんという人に一任してありますから、詳細をやってくださいよと。私のところへその後、3回来ましたけれども、やるというのですから。においは絶対とめますと言ったのですから、とめてください。お願いします。

B 参与 : においの問題はやはり近隣住民の方に非常に、日々の生活の中で、大きな問題だと思っておりますので、先ほどA参与のほうからもちょうと話がありましたように、においについて改善をしていくという形で今検討をしておりますので。

- B 委員 : 市長さんに言ったのは、去年の11月17日なのですよ。文書で差し上げてありますから。それ、ずっと検討されて、まだだめなのですか。
- B 参与 : ですから、あらゆる方法について、今検討しているという形です。
- B 委員 : 1年もかかるのですか。
- B 参与 : はい。いろいろな可能性、各角度から検討しておりますので。
- B 委員 : それでは私は市長さんにじかにお手紙を出しますから。
- 会 長 : B委員、そういうふうじかにお手紙を出したりしているのですから、ここで発言する必要があるのですか。
- B 委員 : ありますよ、やってくれないからですよ。法律違反をやっているのですよ。
- 会 長 : 地元協議会を頭越してもう通り過ぎてしまっているのではないですか。
- B 委員 : b副会長さん、前々回、第23回か忘れましたが、あなたはおいの問題について三鷹と調布の環境部長、それと私とふじみ衛生組合で協議してくださいと、そう言ったでしょう。あなたが仕切っているですよ。
- b副会長 : ええ。
- B 委員 : それで、では協議しましょうと幾ら言っても、来ないではないですか。事務長、どうしたのですか。
- a副会長 : 大体1カ月に1度ぐらいのペースだと思いますけれども、調布市のクリーンセンターでB委員に来ていただいて、私どもも常に協議をしているということでございます。
- B 委員 : あれは6月26日です。あなた、その後ちっとも来ないではないですか。
- a副会長 : 今も、そのまま引き続きやっておりますので、先ほど、B委員のほうからおっしゃられたことを私どももわかっておりますので、これからもよろしくどうぞお願いします。
- B 委員 : 事務長、あなたは実行しないからだめなのですよ。6月26日にやって、文書もでないし、何にもできないし、今、何？ センター長とあなたが来てさ、契約したから、あそこに、七馬力半の吸い込み口をつくります。それだけどんどんやって、活性炭のほうを全然やっていないではないですか。何をやっているのですか。教えてください。
- a副会長 : この件につきましては、B委員のところに前回も行ったところでありますけれども、再度お伺いいたしますので、よろしく申し上げます。
- B 委員 : 今週中にちゃんと来てください。資料を持ってきてください。

a 副会長 : はい。わかりました。

B 委員 : これで一応了解しました。やってくださいよ、事務長、ひとつ頼みますよ。

会 長 : ほかにありましたら。よろしいでしょうか。

27回のほうも、では議事録公開をお願いいたします。

3 確認事項

(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（最終案）の確認について

会 長 : 続きまして、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書最終案の確認でございます。まず、事務局から前回ありましたご意見を踏まえ、協定書の最終案について説明をお願いいたします。

G 委員 : ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書最終案ということでご説明をさせていただきます。用います資料は資料3のうち、1-1、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（最終案）というもの、それと資料4、A4の横書きになりますが、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題（第18回～第27回地元協議会の課題のまとめ）、この2点を使ってご説明をさせていただきます。

それではまず最終案を確認したいと思いますので、資料3の附箋のついでに1-1をごらんいただきたいと思います。修正を加えました部分につきまして青字で書いてございますので、青字のページをお開きいただきたいと思います。なお、今回、条文につきましてはすべて通し番号にしましたので、前回の条数とはずれております。それはご承知おきください。右側のページでございますが、損害賠償、第21条でございます。そこに第2項を設けました。「乙は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し、誠意をもって解決を図るものとする」ということで、覚書ではなく、条文に加えたということでございます。これが修正点でございます。

続きまして、その下でございますが、稼働期間等の協議、第23条でございます。「乙は、可燃施設の稼働開始から15年後に、可燃施設の稼働期間等、施設の今後のあり方について、甲と協議を始めるものとする」とい

うことで、覚書の内容につきましてこちらのほうへ書かせていただいたということです。文言につきまして、稼働期間等という文言を入れさせていただいております。という2点を変更したものでございます。

そのほか、てにをは等は正副会長一任ということでしたので、正副会長にもご確認をしていただいて、てにをはについては修正を行っているところでございます。

続きまして、前回のご意見を再度確認しておきたいと思っておりますので、資料4、A4横書きのものをごらんいただきたいと思っております。まず最初に青字が出てくるのが第10条の一番最後でございます。第10条の一番最後に学識経験者の人選についてのご意見をいただきました。それについての回答ということで、地元協議会の住民委員が推薦する学識経験者につきましても、第3条の(10)その他管理者が認めるものの条項を活用できますということでご回答させていただきます。

続きまして、今度は14条の2というところに青い字があると思っております。これは旧の条文ですので、14条の2ですが、先ほど申し上げました最終案では第21条の2項になっている部分でございます。14条の2のところ、健康被害への対応も第14条、損害賠償と同様、誠意をもって補償するとすべきであるというご意見に対しまして、健康被害については専門委員会等の意見を最大限尊重し解決を図りますということで、21条、旧14条の損害賠償の条文に加えて修正を行ったものでございます。

続きまして、第15条の後半の部分が青い字で書いてございます。青い字の最初の1つ目、施設には焼却施設と不燃物処理施設がありというご意見、ご質問から、16年以降稼働停止までの期間のあり方であればというご質問まで、以上9つのご質問につきましては、前回、E委員から文書でいただいたご意見、ご質問に対して、前回口頭で回答したものを改めて今回文書にしたものでございます。

続きまして、同じく第15条、残りの3つのご意見、ご質問でございます。可燃施設の整備と不燃施設の改修時期がずれるとエンドレスになるので、文言を調整すべきである。それから、今後のあり方では抽象的で何を協議するのか不明確であり、可燃施設の稼働期間という表現を加えるべきであるということ。また、覚書ではなく、協定書の中に一条を加えること、それと、不燃施設も含むべきという、この3つのご意見につきましては、

先ほど最終案で確認していただきましたように、条文に稼働期間等と明示して、施設の今後のあり方の協議について文言を整理いたしました。また、覚書ではなく、協定書の条文に加えましたということで、第23条を設けて、協定書の条文に加えたものでございます。

以上、前回のご意見を踏まえまして、最終案の条文の整理並びにご質問、ご意見に対する回答とさせていただきます。

会 長 : ただいまの一括の説明なのですけれども、説明事項に関しまして、ご質問ございましたら、ここで受けします。

E 委員 : ご説明いただいた15条の2枚目のページの一番上のところ、協定の内容を委託事業者等に守っていただくということについて、「委託事業者との委託契約の内容になります」ということは、まだこれは契約をされていないということですか。それとも、新たにこれからこの協定書を踏まえて、契約なりを結ばれるということですか。

G 委員 : 契約そのものは既に結んでおります。したがって、こういったものについて再度覚書等で結ぶのであれば、覚書を結ぶという形になります。このこと以外にも今後もまだ民間事業者さんといろいろ調整事項が発生すると思いますので、そういった事項もあわせて覚書等で再度結ばせていただきたいと思います。

E 委員 : 事業者さんの了解は、得ているということですね。

G 委員 : これは了解というよりも当たり前のことですので、それは全く問題ないと思っております。

会 長 : それでは、修正の文言については正副会長に一任していただければと思います。てにをはの話でございます。よろしいでしょうか。

E 委員 : 済みません。文言に相当するのかもしれませんが、資料3の2-1、周辺大気の測定項目、測定方法、回数等というところで、表の下の注記について再検討してもらいたいと思います。

注2については、ちょっと正副会長にお願いしてもいいのですけれども、ニュアンスの問題でちょっと違いますので説明します。「上記の測定にあわせて測定日の気象状況を調査する」となっているのですけれども、以前ご説明して了解を得たのは、測定する場合には、気象条件を考慮して行うということ、そういう内容で説明して了解を得たと思うのです。もっと言うと、雨が降っているときに測定してもしょうがないし、それから、風上

に立っているときに測定しても、全くそれは全然違う影響のない状況なので、測定に当たっては、気象条件を考慮して行うということをお願いしたと思うのですが、この案では測定日の気象状況も測定しておけばいいのだというふうにも読めないこともないので、細かいことですが、訂正よろしくお願いします。

G 委員 : 測定日の気象状況を調査するという文言を加えておりますけれども、E委員からご意見がありました風上で測っても意味がないというようなことにつきましては、何回か前の地元協議会におきまして、必ず風下が入るように春夏秋冬ですとか、夏、冬という、季節を捉えて実施しますという回答をさせていただいています。そして、それについては、会議録等にもとどめてあります。では、実際にほんとうにそういった風下で行っているのかというのを確認していただくには、まさしくこの気象状況の調査結果を皆様に開示することによって確かにこれは風下でやっているということがわかると思いますので、実際に測定結果が出ましたら、測定結果とあわせまして気象状況、風向等もお示ししますので、ご確認いただければと思います。

O 委員 : さかのぼって申しわけないですが、1-1の第20条、苦情処理の件ですね。具体的にこの窓口はどこになるのでしょうか。究明を行い、個別具体的に対処するということを書いてありますけれども、この対処する窓口はどこなのでしょうか。それを確認です。

G 委員 : まず、皆さん、一番言いやすいのはふじみ衛生組合とか調布市、三鷹市の環境政策といったところだと思いますので、身近な行政機関ということで、まずふじみ衛生組合に言っていただくのが一番よろしいと思います。ちょっとふじみ衛生組合には言いにくいということであれば、三鷹市、調布市それぞれ環境政策課という課がございますので、そちらに言っていただければ、そちらからふじみのほうに情報は来ると思いますので、よろしく願いいたします。

B 委員 : この間、たしか事務長に同じ質問したときに、ふじみ衛生組合にそういう苦情の窓口は設けますという回答をしているのですよ。ふじみ衛生組合の中に設けますと言っているのですよ。あんた、今の回答はおかしいではないですか。

a 副会長 : 今、B委員がおっしゃったとおりで、ふじみ衛生組合、この前の話でも

そうですけれども、ワンフロアでありますので、ふじみ衛生組合の事務室に来ていただければ、ということでお答え申し上げました。それに加えて、ふじみのほかにもし行くとすれば、先ほど言いましたような両市の環境政策課というのがあるというのも補足的に室長のほうから説明したところでございます。第一義的にはふじみ衛生組合に来ていただければと思います。

O 委員 : その窓口は、苦情処理相談室だとか、お客様相談室だとか、そういうような名目になっているのですか。ただ行って、苦情処理に来ましたと言っても、大勢職員さんがいらっしゃるからどなたに言っていいかわからないと思います。担当者を設定したほうがいいと思います。

a 副会長 : ふじみ衛生組合の窓口は1カ所でございます。フロアは3階を予定しております、そちらに来ていただければ、どの職員でも対応いたしまして、取り次ぎをしまして、一番その関係に詳しい職員に対応させていただきますので、よろしくお願いします。

B 委員 : これは環境評価の中で、管理者はちゃんと答えていますよ。そういう窓口については、ふじみ衛生組合に設けなさいと。あんたたちは命令されているのではないですか。それを受けて、ちゃんとやっているのでしょうか。そういう周知をしたらいいではないですか。

a 副会長 : まさにおっしゃられたようにふじみ衛生組合には窓口一本化という形になっておりますので、おっしゃるとおりでございますので、よろしくお願いします。

会 長 : ほかによろしいですか。よろしいですかね。

ほかになければ、これでふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の最終案が確認されたということによろしいでしょうか。

B 委員 : いや、ちょっとあるのですよ。最後まで。

これについては、次長にも言ってありますし、調布のごみ対策課長にも言っておりますけれども、ちゃんと事務長のほうにも届いていると思うのですが、これだけはもう1回言わせてください。

三鷹の前々生活環境部長が深夜集荷をやりますよと。新川の焼却場については、それは三鷹さんがそれを独自にやっているのですから、それは自由でしょう。しかし、ふじみ衛生組合と新たなそういうことをしっかり調布も三鷹も含めて、それを議論しなければいけないでしょう。そういうこ

とになっているのですよね。ところが、三鷹の生活環境部長は従来からやっていたからやりますと、こういう宣告してそのまま通っているのですよ。私から言わせれば、それは調布さんおかしいのではない。三鷹は深夜で調布はやっていないのですからね。しかも、調べたら、いわゆる人見街道は例えば、牟礼のほうからの車は人見街道を通らないということになったのですよ。偶然に見つけました。21年4月の文書。そういう文書がありまして、では、三鷹さん、独自でやるのなら、三鷹のほうの道路をお通りになったらということを行っているはずですよ。あれはどうしても深夜集荷やるのですか。それは調布市さん了解しているのですか。深夜集荷するとなっているのですよ。2時、深夜。どうなっているのですか。

- C 委員 : 今の夜間収集の件ですけれども、すでに、私の前の前の生活環境部長が明快に、引き続き収集をするということで、お答えをしまして、私が今度新しく生活環境部長になったということで、それで6月ぐらいでしたか、5月でしたかのときに、B委員、夜間収集には納得をされていないということで確認の意味で質問をいただきまして、強いご意見だったということでそれは承りましたということで、私はお答えをさせていただきましたけれども、若干時間をいただき説明いたしますが、これは私ども、平成12年から実施をしております、もうそれこそ12年以上になります。実施日は週2日で、毎週月・木の夜間、実質火・金の12時からおおむね3時半ぐらいまで、収集台数は3台です。具体的なセンターへの搬入時間は、月曜は火曜日の深夜ということになりますけれども、12時半から4時まで3台が4回で、延べ12回です。それから、各車1時間置きですので、1時間に3台ですね。木曜収集は金曜日の12時半から3時ぐらいまでということで、3台が3回、延べ9回ということで、これも1時間置きです。

収集についてはご存じのとおり、駅前地区や環境センター周辺の住民の方のご理解をいただきながら、今申し上げましたように12年以上継続をしております、三鷹の環境センターでの苦情は全くございませんし、もちろん収集地区の方のご理解をいただいているということで、私もそういう経過を確認しながら、B委員のご質問に対しては私どもは方針は変更しないということをお答えしたところでございます。

調布と三鷹とそれぞれこの間の経緯と申しますか、収集のあり方について

は若干違うかもしれませんが、私どもは当時、やっぱりカラスによるごみの散乱対策ですとか、駅前地域での収集に伴う交通渋滞の緩和ですとか、それに伴う事故等も抑制をするために、それから収集業務の効率化ということも含めて、住民の方から問題提起があったことに対して夜間収集ということでお答えをし、ご理解をいただいて、これまでやってきております。台数も回数も今申し上げたような状況で、ご理解をいただけるものと私のほうは考えておりますので、直接お隣にお住まいで夜間収集、もってのほかだというご意見はあるかと思えますけれども、私どもとしては引き続きこの方式をとってまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

B 委員 : 今、懇切丁寧に説明があったのですよ。そういうことをどうしてその席上で配らないのですか。わずかですよ。これしかありませんよと今初めて聞きましたよ。あのとき、前部長はやりますと言ったわけよ。反対が出たのですよ。それは、調布としては夜で私以外にも質問があった。だから、そういうことですよということをどうして最初から言わないの。今初めて聞きましたよ。

C 委員 : これは前々部長が私の答えた内容の概要をお答えしておりますので、私としては再質問がありましたので、再度持ち帰って私のほうで調べをさせていただいて、今日はより詳しくお答えをさせていただきました。

B 委員 : だから、今言ったことを文書で出してください。了承しますから。

C 委員 : 了承していただけるように。

B 委員 : そうですね。要するにそういうふうに説明不足なのですよ。

C 委員 : 説明不足というか、私も第1回目から議事録を読み返して、そこの中にそういう回答は既にあるということの確認をして、今回答えています。

B 委員 : だから、文書で出してくださいよ。ごくわずかなのでしょうか。全然問題ないではないですか。

C 委員 : 了解いたしました。議事録にも残りますけれども、ご要望ですので、承りました。

会 長 : ほかにないようでしたら、最終案を確認したということでよろしいでしょうか。

B 委員 : いやいや。いいですか。

- 会 長 : 何のことですか。今まで言ったことは、もう議事録に載っていますから。
- B 委員 : では、そういうふうにやってくれるのですね。では、事務長、ちゃんと出すのですね。いつまでに出しますか。
- 会 長 : 何の話ですか。
- B 委員 : 先ほどの回答ですよ。
- a 副会長 : 今週伺いますので、よろしくお願いします。
- B 委員 : 今週出す。文書で出してください。これから、今検討中ですなんて言わないでくださいね。
- 会 長 : そういうことでよろしいですか。
本協定を確認したということでもよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 会 長 : ありがとうございます。
- B 委員 : いや、あるんだな。1カ所。1件だけ。では、いいですか。
- 会 長 : 協定書を確認されましたので。
- B 委員 : 協定書にこれから印鑑もらうわけですよ。皆さんに説明しないといけない。そのときに、においを依然として流されたら、こちらさんも言っていますけれども、ちっともとまっていないではないですか。相変わらずにおいを流されたら、判をつきませんよ。今、A参与、やるというから、信頼してやったのだけれども、いつまでということはまだ言っていないですからね。
- A 参与 : 私が言っていないから、それは当然事務長が言える話ではないです。だから、それは先ほどB委員が私の言葉を信じて、B参与の言葉も信じて、それは私どもやると言っているわけですから、それを今、期限、いついつとかそういうことはちょっと言えませんが、ご了解をいただいたと先ほど言っていただきましたので、それはそういう信頼のもとに、そういう前提で了解してください。
- B 委員 : これから、我々が皆さんに説明しなければいけないのですよ。相変わらずにおいが流れていたら、説明のしようがないですよ、私は。
- A 参与 : ですから、そのことについては、先ほど申し上げたように、1週間後、3日後にできる話ではないですから、それは。それはちゃんと予算化してやっていかなければいけない話ですから、次のステップで必ずやりますと私ども申し上げましたから。それを先ほどB委員はわかりましたと言って

くださったのですから、それは、今またご心配になったのはわかりますけれども、先ほどの言葉でわかったと言ったのですから、それは武士に二言はないでしょう。議事録で出ますよ。

B 委員 : 文書で出してください。

A 参与 : だから、議事録に文章で出ますから。私が言った言葉もB参与が言った言葉も。そういうことで、よろしくお願いしますよ。

会 長 : それでは、正副管理者がお見えになるまで、ちょっと休憩といたします。

(休 憩)

会 長 : それでは、地元協議会を再開いたします。

ただいま、清原管理者、長友副管理者がお見えになりました。本日、協定書もまとめ、地元協議会で確認されたところでございます。清原管理者、長友副管理者には後ほどご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、協定書の締結に当たりまして、私から一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

長い期間をかけまして、皆様には慎重に審議を、協議をいただきましたことを心より感謝申し上げる次第でございます。大変ありがとうございます。

協定書のモデルとなるようなすばらしい協定書ができたと思っております。ただ、これで終わりではございませんので、まだまだ地元協議会は続くわけでございますので、これからも皆様に専門委員会等、ご協議をいただければと思っております。今後の運転状況を見守っていく上で、また、我々のこの地元協議会の役割は大変大きいと思っております。この施設の基本方針にもありますように、環境と安全に徹底的に配慮した施設、循環型社会形成のシンボルとなる施設、市民とともにつくる施設、市民に愛される施設、こういうすばらしい基本方針があるわけですから、ふじみ衛生組合もこれからこのことを肝に銘じ、皆が安心できる安全な施設運営に心して取り組んでいただければと思っております。ぜひとも地域住民の皆様方にもこれからもご協力、よろしくお願いしますをいたしまして、一言御礼の挨拶とさせていただきます。副会長からも一言お願いいたします。

b 副会長 : 一言になるかはわかりませんが、委員の皆様、ほんとうにお疲れさまでした。この場をかりまして、感謝と御礼を申し上げたいと思っております。

まずは、住民の委員の皆様、6時半から8時、9時。2年3カ月。28

回。まだ現役の委員の皆様は仕事をほどほどにしてここに駆けつけていただきまして、やっと協定書ができ上がりました。ほんとうに皆様のおかげだと思っております。今後はここで語られた会の精神を地元に戻られまして、次のリーダーにもこういう気持ちを伝えていただいで、将来、この地元協議会の意義あるものにぜひ支えていただきたいとかように思っております。ほんとうにご苦労さまでした。

次に、私はふじみ衛生組合といいましても、事務長、それから次長以下、この現場で汗を流している皆様、ほんとうに我々が無理難題、要望、次から次と浴びせまして大変だったと思えますけれども、ほんとうに懸命に伝えていただいたと感謝申し上げます。今後は、まずは地域の我々と関係を深めていただきまして、住民とともに地元協議会を育てていきますように、一生懸命努力していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから、皆さんはお気づきならないかも知れませんが、両市のOBとして長らくこの焼却場関係に携わられました事務局のお二人、この28回の運営を裏方として支えていただきました。この場をかりて感謝を申し上げたいと思えます。それから、こちらにお二人、調布の環境部長、三鷹の生活環境部長が並んでいらっしゃって、ほとんど口をきかないので、B委員が質問をしたときぐらいしか答えておられないで、よく耐えていらっしゃるなどお思いでしょうけれども、我々の見えないところで両市の調整などをしていただいていると思えます。私はここに至るまで8年かかっていますけれども、調布の人間でございますので、調布の環境部長に大変お世話になり、前任者の環境部長にも大変お世話になったので、この場をかりて御礼申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

最後に残りましたのは、三鷹市副市長と、それから調布市副市長であります。何せ、何事も決められなかったふじみ衛生組合がこの2人が登場すると、ばったばたと切りまくって、答えていただきまして、ほんとうに試運転の前にこの協定書ができ上がりました。お二人の力のたまものではないかと私は思っております。

ということで、感謝と御礼はここまででございまして、あとは清原市長と長友市長にお願いがあります。もう施設もでき上がりました。そして、2年と3カ月かけて、我々委員は懸命になって協定書をつくり上げました。

私はこの8年間、両市長から安全安心の施設をつくるということを耳にたこができるほど聞いてまいりました。これからがほんとうにそうでなくてはいけないわけですね。私は2つのお願いを申し上げたいと思います。

事実上、この施設の安心安全を担保するものが専門委員会でございます。立派な専門委員会をつくるよう、全面的なご協力をお願いしたい。これが1点でございます。それから、両市長のお耳にはこの地元協議会を通じて地域の声が集まって両市長さんのお耳に達すると思います。ぜひ最大限に地元協議会の意見を尊重されまして、このふじみ衛生組合を運営していただきたい。そのことが安心安全の施設運営につながるものと私は確信しております。どうかよろしく願いいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

4 管理者あいさつ

会 長 : ありがとうございます。それでは、続きまして清原管理者にご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

清原管理者 : 皆様、こんばんは。

ふじみ衛生組合管理者、三鷹市長の清原慶子でございます。

ようやく暑さも弱まってまいりましたがけれども、厳しい冬も厳しい夏も、皆様におかれましてはほんとうに熱心にご参加いただき、ありがとうございます。

本日、28回目となりますふじみ衛生組合地元協議会へのこの間のご出席、まず心から感謝を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。

さて、この地元協議会は平成21年11月からスタートをいたしました。間もなく3年を迎えます。地元協議会委員の皆様には平成22年2月に新ごみ処理施設建設工事に伴う工事協定書の締結について、まずはご尽力をいただきました。その後、環境保全に関する協定書の締結に向けまして、平成23年1月の第12回地元協議会から本日の第28回地元協議会に至るまで、実に17回にわたり、三鷹市、調布市の市民を代表してご論議を重ねていただきました。これまでの間、もう10年以上にわたる両市の取り組みの経過を基礎にしまして、今の取り組みにとどまらず、稼働後の課題につきまして、熱心に、かつ、建設的にご意見やご提案をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。

おかげさまで本日、環境保全に関する協定書についての協議が調ったということで、私は管理者として皆様の並々ならぬご努力に心から敬意を表したいと思います。

先ほど、会長からもそして副会長からもご挨拶をいただきましたが、お二人のご挨拶には万感胸に迫るものがございました。このお取りまとめに当たりましては、歴代の会長、副会長はじめ、委員の皆様の前向きな歩み寄りの思いがなければ、今日の日を迎えられなかったと思います。

そのおかげさまで新ごみ処理施設の建設工事は順調に進んでおります。この10月には電気を受電いたしまして、試運転が始まっております。11月までは機器の調整等を行いまして、12月からは両市のごみを受け入れ、試験焼却が始まります。

私は安全安心というのは言葉で言うのは、耳ざわりもよくて、言うほうも聞くほうもそれでいいわけでございますが、それを実際に実現していくには、皆様のお見守りとそれを運転する職員の皆さんの細心の注意と取り組みがなければ実現できないと思っております。管理者としては、何よりも皆様に安心してお見守りいただけるように、安全な稼働確保に最大限努めてまいります。

地元協議会の皆様におかれましては、今後とも施設の運転状況を見守っていただきたく思います。そして、地元協議会の活動、専門委員会の活動、それらが今回の環境保全に関する協定書には書き込まれておりますので、それを有効に生かしていきたいと思っております。

なお、先ほど副会長からは職員に対しましても温かい感謝の言葉を言っていたいてありがとうございます。また、会長におかれましては、正副会長の打ち合わせをはじめ、参与あるいは職員とほんとうに胸襟を開いて、打ち合わせ等取り組んでいただきましたそのご配慮に感謝を申し上げたいと思います。管理者、副管理者としましては、あまり職員のことをこういう場で褒めるわけにはいかないと思いつつも、許されれば、皆様と心を一つにして取り組ませていただく、それこそが協働だと思っております。職員はパートナーとして、あるときは正副管理者に直言して、今日のような協定書がまとまったわけでございます。協働というのはほんとうに時間もかかります。冷や汗もかきます。あるいは胸苦しいときも、皆様はおありになったと思います。それもこれも、今をよくするためだけではなくて、

これから稼働する新ごみ処理施設が未来に向けて、未来の市民に向けて安全安心なものであるべきだというお考えから皆様が今日の協定書案にまとめていただいたものと思っております。その重さを管理者として痛感させていただきつつ、これからの取り組みを進めてまいります。

結びに当たりまして、これまで長期間にわたりましてご協議をいただきました歴代正副会長をはじめとする委員の皆様にご改めて深く感謝申し上げますとともに、地元の皆様とはこれから長いお付き合いになります。どうぞ、この新ごみ処理施設の稼働につきまして引き続き温かく、また厳しくお見守りいただきますよう心からお願い申し上げます。感謝のご挨拶いたします。皆様、ありがとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

5 副管理者あいさつ

会 長 : ありがとうございます。

続きまして、長友副管理者、ご挨拶をお願いいたします。

長友副管理者 : 皆様、こんばんは。副管理者の長友でございます。

正副会長をはじめとされ、地元協議会の皆様方、清原管理者、両参与、両部長、そして事務長をはじめとするふじみ衛生組合の皆さん、傍聴者の方を含めて、修飾語をどれだけつけても足りませんので、逆に一言、ありがとうございますという言葉に集約させていただきます。

ご存じの方もあるかもしれませんが、私は調布の市長に就任させていただいて、この7月で丸10年になりました。丸10年になったときに当然のことながら、10年前のことを思い起こしたわけであります。この組合の話からは外れますが、先々月、8月に無事に竣工いたしました京王線の地下化の工事、そして新しいごみの焼却場、市長に就任する前から調布の最も大きな懸案であったことはご存じの方もおられると思います。京王線はほとんどの筋道を立てていただいておりますが、国の認可がまだおられる前でございました。ふじみ衛生組合を中心とする焼却場の話し合いは就任する半年前の1月に、両市の市民の方が集まっていたいて、話し合いの場を設けていただいておりますが、その帰趨はまだ鮮明にはなっていない、そういう状況でございました。

京王線の話をするには本旨ではございませんので、引き合いに出させ

ていただければ、工事自体はその規模からもインパクトからも大きなものではございますが、今振り返りまして、私が市長を続けさせていただく中で、やはり心にかかることが多かった度合いでは新ごみ処理場の問題が一番であったと思うところでございます。

公式、非公式にいろいろな局面でいろいろな場に向かい、いろいろな方とお話し合いをさせていただきました。奇妙なことに、何となく思い出す情景が秋か冬、暗い中での印象が私には強くて、自分でもそれがどういう発露なのかなと、最近少し思うわけでございますけれども、さまざまなことがございました。語り出せば切りがございませんので、すべてを割愛させていただきます。

そうして、皆さんがおっしゃっておられるように、これが終着点ではないわけございまして、万感の思いで皆様方に謝意を表させていただきますとともに、安全安心はもとよりでございますが、交通問題も大切でございますし、臭気の問題もございます。力の及ぶ限り、私もこれらの諸問題について、皆さんに納得していただけるような道筋をつけることにご協力を当然のことながら、責任を持ちながらさせていただくと一言申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

会 長 : ありがとうございます。事務長。

a 副会長 : ただいま、正副会長さん、それから正副管理者からご挨拶をいただきました。私ども、ふじみ衛生組合といたしましても、こうして皆さんと時間をかけまして協議をしてまいりましたこの協定書に基づきまして、今後は安全で安心できる施設運営に心がけてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、清原管理者、長友副管理者におかれましては、この後他の公務がございしますので、ここで退席されます。ご了解いただければと存じます。どうもありがとうございます。

6 その他

会 長 : それでは、次第の6番目、その他に移ります。

日程に入る前に、席上配付の施設稼働前の大気質測定結果について説明をお願いいたします

G 委員 : 本日席上配付いたしました施設稼働前の大気質測定結果についてご報告

させていただきます。

本日お配りしました大気質の測定結果でございますが、今回、平成24年8月17日から23日までの1週間につきまして、測定結果が出ましたので、お知らせいたします。項目につきましてはお手元の資料でございますとおり、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀となっております。また、測定時における風向、風速、そういったものもあわせてつけさせていただいております。数値的には冬、春と比較しても、同程度でございますが、今回、夏の測定についても問題となる数値はございません。なお、ダイオキシン類の測定結果につきまして、南浦小学校では0.01を下回ったために、0.0095ということで、ほかの測定値と1桁違いますけれども、有効数字2桁で表示をするというダイオキシン類にかかる大気環境調査マニュアルがございますので、そのマニュアルに従いまして、有効数字2桁ということで書かせていただいております。

なお、今後の予定でございますが、秋の測定を本日、10月16日から開始しております。秋の測定についても1週間ということですので、10月22日までの1週間測定をいたします。この秋の測定結果につきましても、結果が出た時点でまた地元協議会の皆様にご報告をさせていただきます。

- I 委員 : この結果についてなのですけれども、みんな、数値としては低いと思うのですが、例えば、南浦小学校としいの木公園ですか、これを比べると、全部の値でしいの木公園のほうが数値的に大きくなっているのですが、これは何か、わかる理由とかそんなものはあるのですか。
- G 委員 : 特に両者を比べて数値に大きな差はないと思っております。例えば、二酸化いおうでしたら、南浦小のほうが数値が低くなっておりますが、二酸化窒素であれば南浦小のほうが大きくなっております。また、周辺の他の測定地点で武蔵野市の関前ですとか、三鷹市役所等々とも比較をしておりますけれども、大差はありませんので、特に特筆すべき数値ではないというふうには考えております。なぜ今大気質を測定しているかといいますと、今後実際に、焼却場が運転を開始したとき、もう1度測定し、運転前と比較してどうなのかというために、バックグラウンドの数値をはかっております。皆様におかれましては、実際に焼却場の運転が始まった後の数字と

この数字を比較していただいて、そのときに大きな変化があれば、それは焼却場の可能性もありますので、また改めてこの数字についてご議論をいただければと思います。

とりあえず、今は焼却場を運転する前のバックグラウンドということでご理解をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

E 委員 : 表3の浮遊粒子状物質の測定が出ているのですけれども、焼却場の影響があるかないかを調べるためには、ぜひともこの捕集した粒子状物質の重金属の割合を測定しておいてもらいたいと思います。焼却場の飛灰に含まれている重金属というのは普通の環境よりは特殊な構成になっているはずです。粒子状物質の重金属の割合との比較で焼却炉の影響を調べる一つの方法ではないかなと思います。もし、今測定できないのであれば、後日分析できるように、そういうサンプルを保存しておけば、後でまとめてでも評価できるかと思います。前、議論になったPM2.5というのはなかなか難しいと、捕集その他の基準がないという説明ですけれども、一般に、ごみ焼却場から出てくる飛灰というのは重金属の割合が大体決まっているはずです。それは実績も出ると思います。一般にこういうところで測定したものが、現在の浮遊粒子状物質を分析して、いわゆる焼却場が稼働する前の状況を調べておいて、その後のを調べれば、一つの影響といいますか、それを科学的に評価できるのではないかなと思います。

G 委員 : ご提案としては承ります。発生源の成分と実際に周辺施設の大気成分を比べることで比較するというのは非常に意味があると私ども認識しておりますが、焼却場だけが発生源ではございませんので、焼却場に似たような煤煙施設があった場合には、同じような成分になる可能性もございます。その辺も含めまして、今後、ふじみ衛生組合としても検討いたしまして、よい方法が見つかりましたら、また地元協議会の皆様にもご報告をさせていただいて実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

B 委員 : G委員にお伺いしたいのですけれども、23区一部事務組合の中では、重金属を含めて18項目20種ぐらい3カ月ごとに検査をやっているのですよ。おそらく、ふじみ衛生組合の前回のときに、5年前ですか、伊藤公害研究所が西風が吹いているのに、西のほうではかっていたら、それは当然結果は出ないですよ。そういうような、天候を入れないと、やっぱりだめですよ、これ。何風が吹いているのかですね。それが1点と、これ、

おそらく70万円ぐらいかかったということを前に聞いたのですけれども、重金属を含んだ、そういう調査費用は100万ぐらいかかるのではないですか。だから、おそらく相当負担になると思う。もう1回聞きますけれども、23区の一部事務組合はどの程度の重金属の調査をやっているのですか。何か月の単位やっているのですか、教えてください。

G 委員 : 今、23区の資料が手元にございませんで、記憶の中でお話ししますけれども、23区でもやはり排ガス中の重金属類についての測定は行ってあります。それは確かでございます。ただ、何項目というのは今覚えておりません。

私ども、ふじみ衛生組合としましても、この間、地元協議会で皆様とご議論いただいた中で、排ガス中の重金属類について何種類かやるということで、お約束をしておりますので、それについては、地元協議会の協定書に基づきまして実施してまいります。それから、風向きの問題が出ました。それは先ほど、E委員も心配されていた点でございます。風向きにつきましても年2回であれば、必ず夏と冬。4回であれば春夏秋冬ということで、満遍なく風向きを捉えまして、偏りがないようにいたしますので、ご安心いただければと思います。また、先ほど申し上げましたとおり、実際に気象情報、風向き等も一緒に公表いたしますので、それでご確認いただきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

B 委員 : ですから、E委員がおっしゃったように重金属をやるのだったら、23区一部事務組合のそれに似通ったものですね、おやりになったらいかがですか。

O 委員 : ちょっと私の見方、読み方がまずいのかもしれませんけれども、2-1のここに排ガス測定項目、測定方法とありますね。この表の2-1ですね。それで、ここにはばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン、水銀、一酸化炭素、排ガス、鉛、排ガス中のカドミウムとあるのですけれども、これはまだ稼働前ですから、とやかく言うことではないのですが、それとの整合性といいますか、この項目にあってやるのか、それとも、これはたまたまこういう項目だけやったのか、そこら辺だけお聞かせいただきたいと思います。今後また、こういう項目、細目でやるのかどうか、それもあわせてお願いします。

G 委員 : 資料3、附箋2-1の測定項目、測定方法、測定回数等につきましては、

この地元協議会の皆様とご議論をしていただいて、最終的にこの項目について今後実施しますということをお約束している項目ですので、実際に焼却炉の稼働が始まれば、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素等々、こちらに書いてある項目について、それぞれ年6回ですとか、年2回ですとか、その測定回数を実施して皆様にご公表をするという形になりますので、これを全部やるということでございます。

O 委員 : 私の不勉強なのですがけれども、ばいじんという定義は何ですか。ここに浮遊粒子状物質とあるのですがけれども、これとイコールなのですか。ちょっとその辺がわかりません。

コンサルタント : ばいじんというのは、物を燃やした際に出るごみのことでして、浮遊粒子状物質というのは一般環境中で、物を燃やした際のそういったごみとかも入るのですが、そういったものに限らず、一般環境中に漂っている空気中のごみ、かす、そういったものを測定するものになります。物を燃やしたもののだけを対象にするのか、それ以外も対象にしているのかの違いになります。

G 委員 : 補足させていただきますと、ばいじんというのは煙突の出口、排ガスそのものに含まれているちりとかほこりとかそういったもので、浮遊粒子状物質というのは一般大気ではかったときのちりとかほこりとかというものですので、測る場所が違うのでこういう呼び方も違っているということでございます。

O 委員 : 煙突の直下。

G 委員 : 煙道の出口で排ガスを測ります。それがばいじんでございます。

会 長 : ほかに何かありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、日程のほうに移らせていただきます。今後の日程について、事務局から予定等ございましたらお願いします。

事務局 : それでは、今後の日程ということでございますが、その前に、今後の協定書の締結に向けての流れとか手続についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、今日確認いただきました協定書について、各自治会の会長さんに委員の皆様方から1回説明をしていただくということになりますが、必要があれば、事務局が伺って説明をいたします。会長さん自身が委員の方もいらっしゃると思いますが、委員の所属する自治会長さんにまず委員の皆様方か

からお話をしていただきたいと思います。そのときに、説明用の資料が必要ということであれば、またお申しつけていただければご用意させていただきたいと思います。それから、このときに実は前回の試運転の協定書もごございますので、それもあわせて皆様方からご説明いただいて、一緒に署名押印をいただきたいと思っております。それから、確認をしていただいた会長さんのほうからご一報をいただけるか、その辺を連絡いただければ、私どものほうからお伺いをして署名押印をいただくということになりますが、私どものほうからお任せということであれば、私のほうから会長さんにじかに連絡をさせていただきます。

それから、協定の締結日でございますが、試運転に合わせてということでございますので、10月1日付とさせていただきますと思います。それと、試運転もあわせて行っておりますので、できれば11月中旬ぐらいまでには、署名押印のご都合をとりながらやっていくということでやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それと、協定書につきましては、甲と乙、1通ずつ保有するということになっておりますので、署名押印をさせていただきましたら、そのコピーを皆様方に配付させていただきたいと思っております。原本につきましては、ふじみ衛生組合で1通。それから、周辺自治会を代表して、地元協議会の会長様に1通を保有していただくということになりますが、会長さんが交代されたときにはそれを引き継いでいただきたいと思っております。もし会長さんのほうでお預かりし切れないということであれば、ふじみ衛生組合のほうでもお預かりさせていただいても構わないと思っておりますが、工事協定書につきましては、ふじみのほうで2通保管をしております。締結の事務につきましては以上でございます。

N 委員 : 今のお話の中で、締結するときに協定書を我々委員が町会なら町会、自治会なら自治会で集まって説明するというお話がありましたけれども、先ほど説明要員を、派遣してもいいのだというお話でしたので、それはどなたかに話せば来ていただくということになりますでしょうか。

事務局 : 事務局の2人にお申しついただければ、私どもでその担当が出向いて説明をさせていただくということでございます。

F 委員 : 自治会長に渡す資料は一部一式いただきたいですね。自分たちのをコピ

一するのではなくて、それをいただいた上で、まず私は自分のほうの自治会は会長にそれで説明しようと思っています。その上で、何か説明し切れないこと、疑問が出たら、それはしかるべきまたお願いするなり、相談するという手段を踏みたいと思いますね。一応、地元協議会に代表して出席している責任上、それは自分たちの自治会にはきちんと説明はしたいと思いますので、その資料をいただきたいというのが一つ。

それから、ちょっと我々、今自治会、おおむね500メートルの範囲内の人たちが集まって、そこで勉強しながらここまで一応来たのですけれども、これ、ちょっとわきをそれると、非常にまだ情報が足りないというところがあるので、我々、近隣の自治会で目と鼻の先にいても入れない人が中にはいるわけですよ。僕らが質問を受けることになってしまうわけですね。僕らが代表して印鑑を押すわけですから。これは、お願いなのですけれども、やはり、もう少しこのふじみ衛生組合の新ごみ焼却場の情報を、結果だけを出すのではなくて、例えば、このような、数字だけぼんと出すのではなくて、よくウェブでありますように、Q&Aではないけれども、質問されたことは、ちゃんとふじみ衛生組合のほうなり、両市の担当部局のほうでその情報を共有して、こういう質問がありまして、こういうふうに答えました、あるいはどこの何ページを見てくださいというふうにQ&Aをやっておけば、見る人は見ると思うのですよね。

そうやって、500メートルの我々だけではなくて、周辺の自治会、住民の人たちにも、情報を共有できるような仕組みをつくっていただいたほうが、みんながそのことに対して平等な議論ができるのではないかと思うのですね。これはちょっと難があって申しわけないです。

この間、ある、ちょっとこの調布市の集会のほうに出まして、そこは500メートルから離れていたブロックだったのですね。私もそこにちょっと声がかかっていたので、出席してみました。ふじみ衛生組合と調布市の担当部局の人が出て説明していましたが、初めて聞いたので、何とこのうでしょうね、情報が格差があるのですよ、相当格差がある。煙突はよきによき見えるのだけれども、情報が全く入ってこない。自分たちから市のほうにお願いしてやったという経緯があります。これは、三鷹にも当然そういうことがあるのではないかと思うのですよね。やはり先ほど来から出ていますように、この施設は住民とともに運営していく、運営とい

うか、育てていこうということなのですから、そういった意味では、情報の開示のあり方もいわゆるただ結果だけを出すのではなくて、いろいろな質問も当然来るのだらうと思います。それをQ&Aのような形で丁寧に、例えば、紙面に出せないようなものであれば、担当部局のほうに来てくださいと書くとか、質問があったことは事実なわけですから、そのことを隠さずにやっぱり出すべきではないかと思うのですね。それがこれからここが安定的にみんなからある意味では支持されて、疑問が1つでも少なくなる方向ではないかと思いますので、印鑑を押すことに関連してですけれども、我々も印鑑を押した以上は、周りの自治会から、何だ、おまえ、そんなことで押したのかと言われないためにも、やっぱりそういうような支援策といいますか、情報公開をしていただきたいという願いです。

a 副会長 : 今、貴重なご提言をいただいたとっております。やはり今、この地元協議会の皆様にはこういう形で、関連する町会の皆様にはある程度情報が入るかと思っておりますけれども、たしかにそれを少し離れたところとなりますと、なかなか情報が入りづらいということがあります。私どもは今、「広報ふじみ」は全戸に、いわゆる新聞折り込みでございますけれども、配布をしておりますので、例えば、その中に、お問い合わせがあったら遠慮なくふじみのほうに、というようなことと、あと、実はホームページのほうも新ごみ処理施設ができる関係で、ここでリニューアルを考えておりますので、先ほど言いましたような情報の開示についても、これからそのような形でできる限り公開していけるように、またご質問があれば、ご遠慮なくふじみへどうぞというような形で、そのような形で検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 : もう1点、資料につきましてですが、先ほどお申し付けいただければというお話はしました。必要な部数とか、あと、資料としては資料3一式という書類があります。これが中心になろうかと思っております。このほかに、もし必要な書類があれば、お申し付けいただきたいと思っております。後で部数だとか、必要な書類をお申し付けください。よろしくお願いいたします。

L 委員 : この署名捺印の件なのですが、これは会長ということになっていますよね。自治会、町会、それぞれの会長、今ここに出席されている協議委員さんというのは会長から推薦もしくは委任されて出席して、28回も延々と協議してきたのだと思うのです。ですから、こういう、さっきF委員がお

っしやったようにたたき台、協定書ですか、それを会長さんに見せて、こういうふうに協定書の案が決まりましたということになれば、この記名捺印については、この委員でよろしいのではないかと私は考えるのですが、一応提案としてご検討いただければと思います。

a 副会長 : 今、ご提案としてはいただいたのですが、実は前回の工事協定のときもそうなのですけれども、やはり、この地元協議会はそのそれぞれの地元の自治会、それから町会を代表された方がここで協議をする場という形で、それぞれ会長さんが出てきているところもあれば、委任を受けて出られている、いろいろなところがありますが、やはり、この協定の性質上、それぞれの自治会の代表者と締結をするという形で考えております。おっしやる気持ちはほんとうによく重々わかりますが、やはりここについては、ふじみの代表者である管理者と、それからそれぞれ自治会を代表される、それぞれ皆様をご推薦いただいている町会の代表者の方との協定ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。それはそのような形で考えておりますので、よろしくどうぞ。

会 長 : よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : ありがとうございます。協定書締結の手續については、事務局の説明のとおりとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 委員 : これだけ、各委員がエネルギーを費やして締結していくと思うのですけれども、今後はこの協議会というか、この我々委員というのはどういうことになるのでしょうか。今後ですね。このまま継続するのでしょうか。

会 長 : 次回日程等も含めまして、事務局から説明お願ひいたします。

事務局 : それでは、今後、皆様方は昨年11月から2年間ということでございますので、来年11月までが任期でございます。そのときに、自治会のほうで交代があるということであれば、また交代なさる場合もありますし、そのまま継続であれば継続でも、自治会の判断ということになります。

それから、今後の開催につきましては、今年度、まだ開催を予定しておりますので、その辺をまた私どもで検討させていただきまして、来年度以降の開催について特に検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

a 副会長 : 地元協議会は、ずっと継続するものでございますので、これからも地元

協議会という形で開催をさせていただきたいと思いますので、よろしくお
願いします。

事務局 : 続いて、では次回日程ということでございます。先ほど協定書のほうの
手続、11月中旬ぐらいまでに行いたいと申し上げましたが、そこで皆様
方の署名押印をいただいたものをコピーを、用意させていただきまして、
11月下旬ごろ、具体的には11月28日水曜日か29日木曜日、同じ時
間、6時半からと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

11月の開催のときには、皆様方の締結が終わってれば、そのときのコ
ピーですね。署名押印をしていただきましたコピー、それから11月はそ
れと新施設のほうですね、この施設の見学を予定しております。11月の
下旬でございますので、会場は新しい施設の3階に大研修室がありますが、
そちらのほうで開催させていただける。入り口は、この正面向こう側の真
ん中の辺になりますので、よろしく願いいたします。日程についていか
がでしょう。

(日程調整)

会 長 : では、28日水曜日でお願いしたいと思います。時間は6時半から。新
施設の3階ということでございますので、当日案内がいますよね。

事務局 : はい。

会 長 : 案内をしていただけるということでございますので、新しいきれいな部
屋でできますので、ぜひとも皆様のご出席をよろしく願いします。
本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。閉会させていた
だきます。

20時13分 散会